

3月2日(木)

第8回 規制改革推進会議スタートアップ・  
イノベーション・ワーキング・グループ

フォースタートアップス株式会社

## 要望目次

1. スタートアップビザ期間満了後の「経営・管理」ビザ初回申請時における事業所確保要件について、コワーキングスペース等を事業所所在地として認める特区事業の特例を、経産省事業・法務省事業でも認める制度整備を要望する。
2. 「コワーキングスペース等」について、現行のコワーキングスペース・シェアオフィスに加えて、大学研究室・企業内施設を事業所所在地として認める旨の、ガイドラインの作成・改定を要望する。
3. 地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の事業規模要件に係る取扱いとして認められているインキュベーション施設の特例について、希望する事業実施主体がインキュベーション施設特例を有効活用できるよう、特例の要件についてガイドラインの作成・改定を要望する。
4. 在留資格「経営・管理」の事業規模要件の第二号ハに該当するものとして、資本金の額又は出資の総額、及び有償新株予約権(J-KISS型新株予約権等)によって資金調達を受けた金額の合計が五百万円以上である場合、事業所要件第二号を充足するものとして認めるよう、ガイドラインの作成・改定を要望する。

### <概要>

スタートアップビザ期間満了後の「経営・管理」ビザ初回申請時における事業所確保要件について、コワーキングスペース等を事業所所在地として認める特区事業の特例を、経産省事業・法務省事業でも認める制度整備を要望する。

### <背景>

- ✓ 「経営・管理」ビザの取得においては、事業経営のための事業所が国内に存在することが要件とされている。一方、コロナ禍を経てリモートワークが一般化した現在において、事業所要件は実態に即していない。
- ✓ 国家戦略特別区域においてはコワーキングスペースを事業所とみなす規制の特例措置を設けているが、活用地方公共団体は福岡市、仙台市、京都府に限定。
- ✓ 他地域で起業を志す外国人の課題感は解消されていない他、今後外国人起業家の受け入れを促進しようとする地方都市等が外国人起業家候補を呼び込む上で不利な立場におかれており、外国人起業家の受け入れ促進の観点から、実態に即した事業所要件への改定が必要と考える。

## 要望案2.

### <概要>

「コワーキングスペース等」について、現行のコワーキングスペース・シェアオフィスに加えて、大学研究室・企業内施設を事業所所在地として認める旨の、ガイドラインの作成・改定を要望する。

### <背景>

- ✓ 法務省が事業所の定義として引用している総務省 日本産業分類一般原則 第2項における事業所の定義によれば、①同じ建物内に複数の事業所が存在すること、②同じ室内に複数の事業所が存在することは許容されており、コワーキングスペース特例の対象施設に大学研究室や企業内施設を追加することは定義上可能なものと理解。
- ✓ 具体的な事例として「X大学Y研究棟Z号室」等の形式により特定される住所の利用を想定。
- ✓ 利用事例として、理系の外国人留学生が自身の研究分野に紐づく起業を検討する際、必要な設備も整った大学研究室を事業所として起業するようなケースや、自身が在学する大学の地域内にコワーキングスペースが無い場合に大学構内や企業内施設を事業所として活動するケース等を想定。

### <付帯条件案>

- ✓ コワーキングスペース等と同様、自治体が認定した施設であること。
- ✓ 自治体又は委託事業者にて定期的に活動内容のフォローアップを行い、起業活動の実態を把握すること。

### <概要>

地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の事業規模要件に係る取扱いとして認められているインキュベーション施設の特例について、希望する事業実施主体がインキュベーション施設特例を有効活用できるよう、特例の要件についてガイドラインの作成・改訂を要望する。

### <背景>

- ✓ インキュベーション施設の特例については、自治体が指定するインキュベーション施設への入居を条件に事業規模要件を一部緩和する有効な制度である一方、適用条件や具体的な適用金額が不明瞭であること等が原因で活用が進んでいない。
- ✓ 現状の活用自治体においては、インキュベーション施設に係る賃料に加え、当該施設で受けられる助言に係るコンサルティング費用を特例の対象金額として考慮することで、外国人起業家に対するメリットを創出し、誘致に繋げているところ、上記のコンサルティング費用のように、賃料以外にどのような項目が対象として認めうるのか、各自治体が特性を活かした特例の活用が可能となるよう、ガイドラインの整理を要望する。

## 要望案4.

### <概要>

在留資格「経営・管理」の事業規模要件の第二号ハに該当するものとして、資本金の額及び有償型新株予約権(J-kiss型新株予約権等)によって資金調達を受けた金額の合計が五百万円以上である場合、事業所要件第二号を充足するものとして認めるよう、ガイドラインの作成・改定を要望する。

### <要望背景>

- ✓ 国内でも特に創業期のスタートアップにおいて、有償型新株予約権の発行による資金調達手法が広がりつつある。同手法によれば、資金調達時ではなく、次回の資金調達ラウンド等で企業価値評価を行うため、実績が少ない創業間もない時期のスピーディーな資金調達に適した手法であり、同手法による資金調達により事業所要件第二号を充足出来ることとする事は、投資家から評価を受けた有望な外国人起業家が、本邦で資金調達を行い、起業に至る確度を高めることに寄与するものと思料。

### <付帯条件案>

- ✓ 資金の払い込みが完了していること、及び同資金が有償型新株予約権の発行による返済義務のないものであることを証明する書類として、事業者の口座に投資家から資金が入金されたことが確認できる振込明細、及び同金額が有償型新株予約権の発行に基づくものであることを示す締結済投資契約書の写しを提出することを条件とする。



要望案4(参考資料).

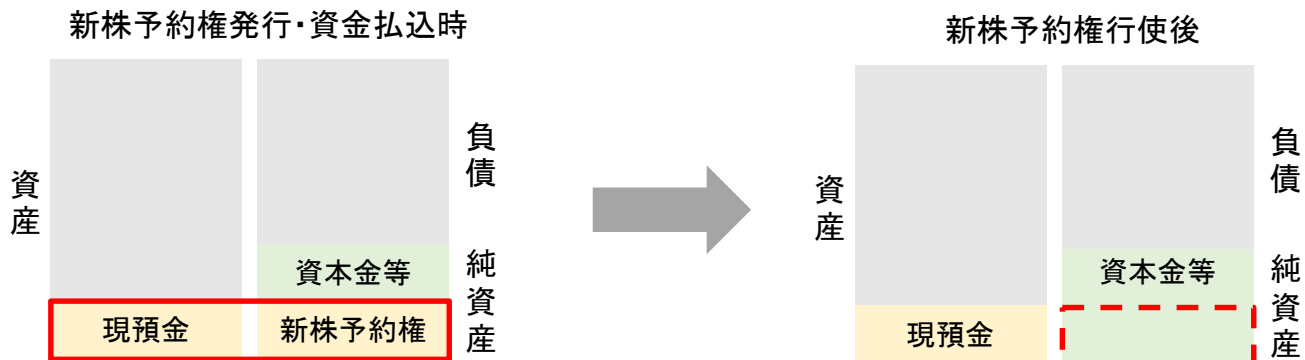
＜有償型新株予約権による資金調達の流れ(J-KISS型新株予約権の場合)＞

- ✓ 投資契約締結後、事業者は新株予約権を投資家に対して発行し、投資家は新株予約権の対価として資金の払込を行う。  
(新株予約権の対価として受け取った資金について、事業者は返済義務を負わない)
- ✓ 発行時に定めた転換条件を満たした際、投資家は新株予約権を行使し、発行時に定められた条件に応じて株式を受け取る。
- ✓ 事業者のバランスシート上では、発行時に払込を受けた現預金(借方)、新株予約権(貸方/純資産の部)を計上し、「新株予約権」は新株予約権行使時に「資本金(及び資本準備金)」に仕訳が行われる。



スキームの構造として、本件規制緩和の懸念点として想定される、資金が既に入金されていること、及び返済義務がない資金であることは充足されているものと思料。

※事業者のBS上の動き





すべては、スタートアップのために。